交　通　安　全　リ　ー　ダ　ー　の　職　務　内　容　等

任　　　期

**な　し**

辞任の申し出があった場合は解任する。

　就任及び辞任の受付は年度途中でも可能とする。

要　　　件

　健康であり交通指導を行うことができる者、かつ、町内会から推薦を受けた者。

目　　　的

　市内で活躍する各種交通指導員の良好な共存関係を図るとともに、市民の自発的な活動を推進することにより、各町内しいては市全体の交通安全対策を向上させることを目的とする。

活　動　内　容

　１　毎月１０日・２０日・３０日の「交通事故死ゼロを目指す日」に街頭指導を行う

　　（ゼロの日が、土・日・祝・休日の場合は、その直前の平日とする。）

　２　活動実施時間は小学校の登下校時間帯の３０分程度

　３　街頭実施場所は、通学路であり、自動車の交通量の多い歩行者横断場所とし、町内会と協議して決める

※上記内容を基本とするが、個々の事情により変更することは可能とする

そ　の　他

１　**報酬は無報酬とする。**

２　交通指導員の被服及び装備品は貸与する。

　３　**市、町内会、学校などからの行事の参加依頼については任意での参加とする。**

　４　交通事故情報や不審者情報などの情報収集のため、できる限り「安全安心情報メール」に登録するよう努める。

　５　街頭指導中及び市や町内会が主催する行事での活動中に負傷等をした場合の補償は市民協働課所管の「安城市ふれあい補償制度」を適用する。ただし、交通事故により負傷をした場合は補償の対象外となるため、安城市社会福祉協議会所管の「ボランティア保険」を適用する。

　６　街頭指導実施に伴う活動報告は特に必要としない。